

○信書便事業者に対する税制特例措置

1 事業所税（地方税：市町村税）

納税義務者：課税団体（※以下の 77 団体）区域内で事業を行う法人又は個人

- ・東京都（特別区の存する区域）
- ・指定都市 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市
静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市
北九州市 福岡市 熊本市
- ・首都圏整備法の既成市街地を有する市 川口市 武蔵野市 三鷹市
- ・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市
- ・上記以外で政令で指定する都市（人口 30 万人以上）
（北海道地方）旭川市
（東北地方）秋田市 郡山市 いわき市
（関東地方）宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 所沢市 越谷市 市川市 船橋市
松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市
（中部地方）富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市
豊田市 四日市市
（近畿地方）大津市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市 和歌山市
（中国地方）倉敷市 福山市
（四国地方）高松市 松山市 高知市
（九州地方）久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市
（沖縄地方）那覇市

課税客体：事業所床面積（資産割）、従業者給与総額（従業者割）

納税方法：申告納税

納 期：法人（毎事業年度終了の日から 2 か月以内）、個人（翌年の 3 月 15 日）

課税標準：資産割（事業所床面積（㎡）×600 円）＋従業者割（従業者給与総額×0.25%）

免 税 点：資産割（課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下）

従業者割（課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が 100 人以下）

税制特例：一般信書便事業の用に供する施設（非課税措置）

特定信書便事業の用に供する施設（課税標準の特例措置（2 分の 1 控除））

（注）他に行っている事業と共用する部分については、特例措置の対象とはなりません。

2 中小企業投資促進税制（国税：法人税・所得税）

適用対象者：青色申告書を提出する中小企業者等（注）

（租税特別措置法令上、「信書便事業」が指定事業とされています。）

（注）中小企業者等

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人若しくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

対象設備：

- ・機械及び装置【1台160万円以上】
- ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
- ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】
- ・普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- ・内航船舶（取得価額の75%が対象）

特例措置の内容：

7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。）又は30%の特別償却が可能。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

- ① 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。
- ② 取得等をした対象設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。
- ③ 適用期間は、令和9年3月31日までに、対象設備を取得等して、事業の用に供すること

○ このほか、信書便事業が指定事業とされているものとして、次の税制があります。

- ・中小企業経営強化税制（国税：法人税、所得税）

（青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）を適用することができます。（令和9年3月31日まで）

○ 以上は、信書便事業が個別に指定事業とされているものですが、これ以外の中小企業者等向けの税制もあります。

（例）

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（国税：法人税、所得税）

（中小企業者等は、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められています。（令和8年3月31日まで）

- ・交際費等の損金算入の特例（国税：法人税）

（中小法人が支出した交際費は、一定額の損金算入が認められています。（令和9年3月31日まで）